

## 第四十三回 参議院農林水産委員会会議録

## 第九号

(九二)

昭和三十八年二月十九日(火曜日)

午前十時二十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 櫻井 志郎君

理事

仲原 渡辺

北條 優八君

森 八三一君

井川 伊平君

植原 孝一郎君

岡村 文四郎君

木島 義夫君

重政 中野

温水

藤野 繁雄君

堀本 宜実君

大河原 一次君

大森 創造君

亀田 得治君

北村 輝君

矢山 有作君

牛田 寛君

天田 勝正君

石田 有全君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

事務局側  
常任委員  
会専門員  
農林省農政  
局普及部長  
農林省農地  
局管理部長  
檜垣徳太郎君  
林野庁長官  
吉村 清英君

委員

仲原 善一君

勘吉君

森 八三一君

井川 伊平君

植原 孝一郎君

岡村 文四郎君

木島 義夫君

重政 中野

温水

藤野 繁雄君

堀本 宜実君

大河原 一次君

大森 創造君

亀田 得治君

北村 輝君

矢山 有作君

牛田 寛君

天田 勝正君

石田 有全君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員

発議者

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農地局長

任田 新治君

衆議院議員&lt;/div

二百十七ヘクタールであります。大なり小なり経営の不振に悩む土地改良区の数は一万、専任職員の設置することができないものはその八割にも達するものと目され、これらのうち著しい事業の不振団体は二百七地区、延額額は九億六千五百五十四万九千円であると報告せられておりますが、さらには詳細な調査をいたしましたならば、不振団体はおびただしい数に上るであろうと想像されるのであります。しかして、そのよつてきたる原因はさまざまあります。その主たるものは、国管、県管及び団体管の各級事業が一貫施行せられず、多くのものが、経済効果の発生しないうちに借入金の償還に入ること、あるいは事業進度の遅延により金利が増大すること等、結局は農民の負担力の限界をこえて過重な金銭が賦課され、多額の延滞を生じて業績不振に陥っているものと認められるのであります。国または都道府県の側における指導や施策に適切を欠き、そのしわ寄せを受けているところに根本原因があると断ぜざるを得ないのであります。土地改良区が健全な運営を行なわない限り、農業生産基盤整備の画期的な前進を望むべくもないのでありまして、かくては農業基本施策の確立そのものも画餅に帰することは明らかであります。

第一に、債務の弁済が著しく困難な土地改良区につき、その財政の再建のため必要な援助措置を行なうことにより、その業務の円滑な遂行をはかることをこの法律の目的としたしております。

第二は、債務の弁済が著しく困難な務の償還計画、農林漁業金融公庫または農林中央金庫から受けることを必要とする援助の内容、事業の実施に必要な資金の調達方法、業務執行の体制を改善するための措置、事業の実施に開する事項等を内容とする再建整備計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかの認定を求めることができるここととし、その申請は昭和四十年三月二十一日までにすることにいたしております。また、土地改良区が再建整備計画を作成する場合には、その組員の三分の二以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要といたします。

なお都道府県知事が、この計画を認定する場合には農林省令で定める基準に従つて行ない、かつ、認定するとときは農林漁業金融公庫または農林中央金庫の意見を聞かなければならぬこととしております。

第三に、農林漁業金融公庫は、再建整備計画が適当である旨の認定を受けた土地改良区に対し、その計画達成のため必要な資金の貸付または貸付金にかかる償還期限の延長、利子の減免その他の貸付条件の変更をするものとし、その場合の償還期限の延長は、農

林漁業金融公庫法の定める償還期限をこえて十年を限り行なうことができることいたしております。

第四は、都道府県知事は、土地改良区に対し、再建整備計画の作成及び施設につき必要な指導を行なうものとしております。

第五に、国は、毎年度予算の範囲内において、都道府県に対し、再建整備計画が適当である旨の認定を受けた土地改良区に対して、その計画の達成のため債権の利息を減免した農林中央金庫に対し、その減免した利息の額の全部または一部に相当する金額を、都道府県が補助した場合の経費について三分の二を、土地改良区に対し、その計画の達成に必要な事務費の全部または一部に相当する金額を都道府県が補助した場合の経費についてはその全額を、それぞれ補助することといたしております。

以上が本案の提案理由とその内容であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(櫻井志郎君) 以上をもちまして説明は終わりました。

○委員長(櫻井志郎君) 次に、農業改良法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大谷農林政務次官、

○政府委員(大谷實雄君) 農業改良助長法の一部を改正する法律案につきましては、農業基本法に基づき、農業構造の改善や農業生産の選択

申すまでもなく、国及び地方公共團体におきましては、農業改良助長法の一部を改正する法律案につきましては、農業構造の改善や農業生産の選択

的拡大等の諸施策を推進しつつある  
であります。これに対応し、農業  
の近代化、生産の選択的拡大及び  
民生活の改善をはかるための技術指  
導に加え、次代の農業経営を担当する  
ふさわしい農村青少年を育成する、  
農業に関する普及事業を充実し、  
しますことは、最近における農業及  
農民生活をめぐる諸事情の推移とも  
連して、特に配慮いたすべき重要な課  
題となつてゐると考へる次第であります。  
農業に関する普及事業は、農業改良試  
長法に基づき戦後制度化され、十  
年を経、その間種々改善強化され  
参つたのであります。農業改良普  
職員の活動範囲は、逐年著しく拡大  
つつあるばかりでなく、その普及内容  
におきましても、生産性の向上、生産  
の選択的拡大の方向に即するもので  
ることが要請されてゐるとともに、々  
速な技術革新にも即応し、また農業業  
營という広い観点から行なわれる總  
的かつ高度な指導が必要となつていて  
のであります。こうした事態に対応  
し、活発な普及指導活動を開展いたし  
ますためには、普及事業に従事する専  
門技術員及び改良普及員につき、そ  
の職務内容を有し、また巡回指導を主  
体とする不規則かつ強度の勤務を以  
り、しかもその職務の複雑困難の度  
及員の職務は、教育職に近似する高  
度の職務内容を有し、また巡回指導を主  
體とする不規則かつ強度の勤務を以  
り、しかもその職務の複雑困難の度

は、最近の農業事情を反映しています。これらの事情にかんがみまして、業改良助長法の一部を改正し、都道県は、条例で定めるところにより、門技術員及び改良普及員に対しても、専門技術員及び改良普及員につき、都道府県知事が、その研修につき、専門技術員の事務を確化し、特に普及事業と試験研究と連係の強化に関する規定を設けますとともに、専門技術員及び改良普及員の主要な内容でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決され、この法律案の提案理由及  
○委員長(櫻井志郎君) 次に、本法案について、補足説明及び提出資料説明を求めます。斎藤農政局長、  
○政府委員(斎藤誠君) 私から、農改良助長法の一部を改正する法律案提案理由の補足説明をいたしたいと  
お手元に、ガリ版で二枚つづりの  
料が御配付申し上げてございます。  
農業に関する普及事業は、昭和二  
三年に制定されました農業改良助長  
に基づく國と都道府県による協同  
業として、専門技術員及び改良普及  
の設置とこれらの者による教示及び  
地展示を行なうことを基幹として実  
して参ってきたのであります。昭和  
十七年度における専門技術員の定数  
八百八名でございまして、うち、生

改善関係百八十四名でございます。改良普及員の定数は一万二千八百十七名でございまして、うち、生活改善関係が一千八百八十名となっております。昭和三十三年に法制化されました農業改良普及所は、全国で一千五百八十六カ所でありまして、これに改良普及員が所属して活動いたしております。発足後十余年を経過いたしまして、普及事業の基礎もようやく固まって参ったのであります。提案理由の説明にもございましたように、新しい時代の要請にこたえ、この際普及事業を積極的に刷新強化する必要が生じてゐるのであります。これがため政府におきましては各般の施策を強力に推進する考えでございます。

だという点には変わりはございませんが、総体といたしまして生活関係の職員のほうが若干若くなつております。

は、一定の資格要件を備える必要がござりまするので、資格試験を実施しておりますが、その受験者あるいは合格者の状況を一覧にしたものでござります。

それから次に参りまして、十四ページは普及職員の研修でございます。先ほど提案理由の御説明でも申されましたが、普及職員の資質の向上ということが非常に重要な問題になつてお

りますので、明年度は一段と力をいたしまして研修を充実して参りたいと思います。そこで考えておりますが、その計画の内容を一表にいたしたのでござい

いうふうになつておりますが、まだ遺憾ながら、学歴も非常に高い方々の割合は、専門技術員は別といたしましても、普及員につきましてはさほど高い割合ではございません。

生活改善普及事業関係職員について記載しております。

それから十一ページにつきましては、新規採用をいたしております職員の学歴別の構成がいかよくなつて

いるかという表でございますが、この表と前の表を併せてご覧いただきます

と近年とみに、とみにと申します  
か、だんだんに大学出あるいは短大  
出、そういうところの比重が少づかで

出 来ない。たゞ上の上重がねでがて  
はござりますけれども、だんだんに  
下つて参つておるということがどちら

いただけるかと存じます。  
一二ページは、これは同様に生活改善に関連いたしまする分野でござります。

それから十三ページは農業改良あるいは生活改善に関して、専門技術員あるいは改良普及員につきまして

は、一定の資格要件を備える必要がござりまするので、資格試験を実施しておりますが、その受験者あるいは合格者の状況を一覧にしたものでござります。  
それから次に参りまして、十四ページは普及職員の研修でございます。先ほど提案理由の御説明でも申されましたように、普及職員の資質の向上ということが非常に重要な問題になつておりますので、明年度は一段と力をいたしまして研修を充実して参りたいといたしますが、そこで考えておりますが、その計画の内容を一表にいたしたのでござります。

十四ページの農業改良普及員に関してましては、特にa、b、c、dのdのところでございますが、大学留学研修というのを文部省にお願いを申し上げまして、三十八年度から新たに実施をすることになったのでございます。これは国立大学の農学系大学に一ヵ年間留学を普及員さんにやつていただく、さようないたしまして基礎学科並びに専門学科を勉強していくただくというねらいでございます、さような新しい試みも加わっておりますことを申し添えておきます。

十五ページは、同様な生活改善関係のこととでございまして、十六ページから今一覧表になつております研修計画を、それぞれにつきまして研修機関でござりますとか、研修の場所でござりますとか、あるいは対象その他、一覧表の内容を掲載したものでござります。

ページには専門技術員の年間、どういう時間の配分で仕事をさしていただきたいとおるか、それの現況をそこに掲げたのでございます。何と申しましても専門技術員の主たる任務は、改良普及員に対します指導でございますが、普及員の指導がそれぞれ約半数に達しておりますが、ごらんのように試験研究機関との連絡、あるいはみずから実験研究、あるいは農林行政その他との連絡調整ということも重要な仕事の中身となつております。

次にめくっていただきますと、二ページにございます表は、これは現場で働いております普及員の年間活動状況でございまして、これは一番上の欄にござりますように、直接農民に接触いたしまして、農家の御相談相手になるというのが任務でございますので、過半の時間を農民の指導に費しておりますが、みずから検査し、あるいは市町村、農業団体、学校等との連絡、あるいは打ち合わせというような事務も相当の量でございます。

次にございまする表は、農業改良普及員の仕事が、非常にたいへんだといふようになりますが、現場職員も申しますし、また、諸先生方にもいろいろ御注意をいたしておりますが、今日の普及員の一人当たりの担当と申しましようか、負担する農家の戸数はどういうふうになるかということを示しました表が、三十三ページの上の(3)表でございまして、農業改良普及員につきましては五百四十四戸、生活改善につきましては三千二百一十二戸というふうに、非常に生活改善のほうの仕事がたいへんだということになつております。

次に、下のほうの(4)は、普及所といふのが農業改良助長法によりまして、研究の機関として設置されておりますが、それがどういう大きさで設置されているか、それを一覧表にいたしましたのでござります、ごらんいただきまするようになります。あるいは十一名—十五名といううそういう中規模のものが一番多いのでございまして、長い間の経験その他からいたしまして、やはりその辺が、一般的には適当な規模ではないかというふうになつております。しかし、山間地あるいはその他の地形等によりまして、小さな地区、あるいはより大きな地区等がもちろんございます。

次の三十四ページは、農村青少年の教育に関する表でございますが、御承知のように、各県に經營伝習農場といふのがございまして、中学を卒業いたされました農家の子弟で、特に新しい技術を身につけたいという方々に入っています。ただいまして、一年間勉強していただいておりますが、そういう經營伝習農場が、各県で今日五十三農場ございまして、入っておられます生徒の数は、三千七百二名といふことになつております。なお經營伝習農場に、先年來農村青年の研修を目的いたしまして、青年研修館といふのを敷設して参つておりますが、その数が今日二十六ヵ所ございます。その備考欄に、どういう県に設置されているかということを書いてござります。

その次の表は、農村青少年クラブの活動状況でございます。農村青少年年の教育の一つの特徴いたしまして、青年のグループによる自己練磨並びに

課外教育ということに、いろいろ心をいたしておりますが、そのグループ活動の状況を示したもののが、三十五ページの(2)の表でございます。農村に残ります子弟が非常に急速に減って参りますた関係もございまして、グループの数と申せ、またそれに参加しております青少年の数につきましても、急速に減少をしております。これは農村に残る青年の減少と相関連しております。下のほうの生活改善につきましても、同様に、生活改善をいたしまするにつきまして、グループを形成いたしまして、相互に研さんをし、相携えて改善をやって参る、そういうグループがございますが、改善グループは、ごらんのように、一万三千、それから員数といいたしまして、二十七万三千ございます。

それから次の三十六ページは、たゞいまちょっと申し上げましたように、最近、学校を卒業いたしまして、農業に従事いたされる農家の子弟が漸次減少をしております。それを文部省の学校基本調査によりまして、二十六年以降、三十七年までを表にいたしたのでござります。二十六年当時でござりますと、下のほうの計算欄の三行目でございますように、「農業就職者数(c)」とございますが、計いたしまして、四十三万一千五百三十六名が農業に残っておりますが、もちろん、その大半は中学校卒業者でございます。一口に申し上げまして、約四十万前後の新しい農業に残る者があつたといわれておりますが、それがごらんのように、昭和三十七年になりますというと、八万一千三百八十二名ということになつてお

ります。なお、前年が七万六千で、若干増加したことになりますが、これは、戦後の学童が急に増加するという、そういう学童数全体の関係等が重なつておりまして、三十七年は三十六年よりも若干名増加しております。しかし中身についてみますといふと、次のページの下の欄に、新規農業就業者学歴別比率といふ表を計上しておりますが、これは(4)にいろいろとまかく書いておりますのを、全体を一〇〇といたしまして、学校の制度別の割合にいたしましたのでございます。それでござらんいただきますといふと、近年農業高等学校あるいはその他の高等学校、そういう高等学校卒業者の占める割合がかなり高くなっていることがござりますが、これは(4)にいろいろとまかく書いておりますのを、全体を一〇〇といたしまして、学校の制度別の割合にいたしましたのでございます。

○渡辺勘吉君 一番新しい時点は、いづれを押えておりますか。

○説明員(原政司君) はい、わかりました。

○渡辺勘吉君 一日現在でただいま提出いたしました。

○説明員(原政司君) 三十七年の四月

○渡辺勘吉君 じゃ四月一日現在の現

○説明員(原政司君) 一日現在でただいま提出いたしました。

○渡辺勘吉君 予算単価のほうと一緒に御提出を願います。

○説明員(原政司君) お申込みましたこの審議会の

○渡辺勘吉君 答申から見ましても、やはりそういう

○説明員(原政司君) 考え方が新しく生まれて参つておるわ

○渡辺勘吉君 わけでして、たとえば先だってお願い

して御提出を願いましたこの審議会の

○渡辺勘吉君 答申から見ましても、やはりそういう

○渡辺勘吉君 を踏み出したということを考えておるわ

○渡辺勘吉君 ようにいたしましたわけでございまし

て、そういう点からいたしました。

○渡辺勘吉君 の趣旨から、目的から申し上げまし

て、かなり積極的な方途を講じられる

○渡辺勘吉君 も、かなり積極的な方途を講じられる

○渡辺勘吉君 ようにいたしましたわけでございまし

て、そういう点からいたしました。

○渡辺勘吉君 の保護という面につきましては、法律

○渡辺勘吉君 の趣旨から、目的から申し上げまし

て、かなり積極的な方途を講じられる

○渡辺勘吉君 も、かなり積極的な方途を講じられる

○渡辺勘吉君 ようにいたしましたわけでございまし

て、そういう点からいたしました。

○渡辺勘吉君 の保護という面につきましては、法律

○委員長(櫻井志郎君) 以上をおもちまして、御説明は終わりましたが、この際何か御発言のおありの方は御発言願います。

○渡辺勘吉君 資料を一つお願ひしたいのですが、今説明があつた

○渡辺勘吉君 資料の五ページにある事業経費です

○渡辺勘吉君 が、これの三十八年度の予算案の内容

○渡辺勘吉君 の一部をなしている三十八年度の普及職員の本俸、諸手当別の国庫補助の單

価ですね。この一覧表と、それからごく新しい時点のこれらの普及員の現員現給表、対照になる資料として提出してもらいたいと思います。わかりましたか。

○説明員(原政司君) はい、わかりました。

○説明員(原政司君) つを押えておりますか。

○説明員(原政司君) 一番新しい時点は、いづれを押えておりますか。

○説明員(原政司君) 一月現在の現

たのでございますが、この獣のできる場所を指定をいたしますということも、また獣のできない場所を指定をいたしますということも、これはまあらはらにもなるかと存するわけでござりますが、この場合、現在のわが国の狩獵の今までの実情から考えてみますと、狩獵のできる場所のみを指定をするということは、技術的にもなかなかむずかしい点もあるわけでございます。鳥獣保護地区あるいは休獵区等を指定をし、また同時に獵区を作つて参るということを考えて参りますと、まあこの法律できめております方法でも、その目的は達せられるのではないかということからこの結論を出したわけでござります。

そのつ今獵区したやつ下地ので題と思そ。の獵全体です。○政上げござ獸保ます○龜してと違う。○政が改來大へク者してこれうすて○魚んといる先ほけでいう。○政それ

だと思う。後猶区をここでさうでやるよのできな摩擦もないして今後原則とさせてできるもですが、また面積の二分の一が、田得治君も、この譲区あるか、

政府委員会は、この程度と御検査の結果、人体二千五百人を対象とした調査によれば、白喉菌陽性者一百四十九人、陰性者一千三百五十一人である。このうち、陽性者一百四十九人の内、死因が判明した者は、四十人である。死因は、主として心筋梗塞によるものである。死因不明の者は、四十九人である。死因不明の四十九人の内、四十人以上は、死後二日以内に死因を確定することができなかった。死因不明の四十九人の内、四十人以上は、死後二日以内に死因を確定することができなかった。

なる治君 つていふ  
員(吉) うで割くら  
の府県 いうう  
討はです。ど  
所につな  
だしまし  
しておわ  
ターリ  
度のま  
す。これ  
これま  
たしま  
しておわ  
ターリ  
き方が  
る場面  
全体で  
だけに定  
定してお  
ですわ  
のほう  
しよよ  
ら西ド  
西ドイ  
体同じ  
き方だ  
る場面  
全体で

大体標準でさういふことはございません。一期農林省が指導するわざとさはおねぎやくをなすては、必ずしもよしむらのことをいふべきであります。それで、西日本では、さういふことをいふてゐるところは十人十様なことがあります。それで、西日本では、さういふことをいふてゐるところは十人十様なことがあります。

(君) ますますが、休むのではなくて、このままかなかであります。(君) は、森さんのは、三年の研究とおるわ

す。地など、  
ようやくこの自己  
の鳥獣区の間で、  
してしまふるやうな  
くこととことこと  
うとして、  
どことこと  
いふふん  
うよろよ  
けで、  
だ十六  
林二工  
体三工  
いるよ  
うよろよ  
けで、  
だ十六  
に特  
だとい  
鳥獸  
なくこ  
等に特  
などい  
鳥獸  
なくこ  
ますば  
比較

○政日本は、さういふが、わかると、そこまでくたうだ。たゞ、ういうのを、うなづいておる。

さんうふうつた感じを猶をいふといふ。この点日暮に立つたところの御程度ならぬといふ。この御費を支拂ふる所の発達はどの程度かでござりましまして、この上昇する傾向がござりまする。

の行政の対象が、いわゆる「獣害」であることは、さうしたところを考慮して、この問題を扱つておきたいと思います。この問題は、いわゆる「獣害」の問題であります。この問題は、いわゆる「獣害」の問題であります。

進めて努力するが、それがなかなかうまくいきませんが、どうぞお手を貸して下さい。改めてお詫び申しますが、どうぞお手を貸して下さい。

たして  
たいと  
きまし  
かなら  
かるわ  
るわけ  
りまし  
といふ  
とにま  
育成へ  
うです  
休憩区  
鳥獸の  
やはら  
しきよ  
がな  
ついて  
なるの  
いつこ  
てしま  
でそな  
たると  
たると  
いたと  
人工繁  
殖区は  
れを考  
えます  
その時  
ざいま  
に地に  
的にま  
的にな  
るわけ  
私、そ  
わけだ  
りまし  
といふ  
とにま  
育成へ  
うです  
休憩区  
鳥獸の  
やはら  
しきよ  
がな  
ついて  
なるの  
いつこ  
てしま  
でそな  
たると  
たると  
いたと  
人工繁  
殖区は  
れを考  
えます  
その時  
ざいま  
に地に  
的にま  
的にな  
るわけ  
るわけ

○政府委員(吉村清英君) この鳥獣保護区は、鳥獣の保護のセンターということになりますか保護をいたしまして、その他施設を行ないましてさらに増殖をして参る。それから休獵区におきましては、これは休獵区は年数を切りまして、たとえば三年程度獵をとめますと、そこでかなり鳥獣も安定をしてふえて参るというようなところをらいまして、次々にそのふえたところで獵をしていくれるように措置をするということでおございまして、鳥獣を保護をして参る、その方法につきましては同じようなことでございますが、この鳥獣保護区につきましては、かなり長期間にわたりまして、中にはほとんど変わらないで半永久的に鳥獣の保護増殖をはかっていくということが目的になる場合もあるわけでござります。

また獵区におきましては、この狩猟鳥獣を増殖をいたしまして、それで獲物をふやして獵を楽しむということが目的になるわけでござります。

○亀田鶴治君 大体保護区の対象になるとこらは、鳥獣のおるところでしようとすると日本全国を上から見渡すと、鳥獣の集まつておるところは保護区と獵区とこういうことになるわけです。それ以外のところはこれは大しておらんわけなんです。おればそれは保護区からどうもそこに矛盾があるような感じがするのですがね、どういう関係になりますか。

る有害な駆除などがおるという場合は、これは特殊な措置をとつたらいい、いいが、それ以外のところはこれもまたおらぬのだから、おらぬところで自由に空気銃を打たしたり、そういうことを認めておくことが、大体意味がないじゃないかというふうにも考えられる。だからそんなおらぬところを、多少はおるだろうが、多少おるのを対象にしてやるものだから、いろんな被害が起きているわけに対して、もうちよつとこれは踏み切つて立法していいわけじゃないですかね。

獸の保護と申しますか、住、住みつきを安定させてさらに増殖をして、増殖と申しますか、ふやして参るという考え方で設定をして参るものでございまして、先ほど申し上げましたように、まあこういった面でもかなりふやして参りたいというように考えておる次第でございます。で、その鳥獣保護区でふえました鳥は、また遂次いわゆる乱場と申しますか、獵のできる個所のほうへふえて参るというよにも考えてう參らなければならないと考えておる次第でございます。

○亀田得治君 人に対する被害が相当あるわけですね、近ろいは特にハイキングだとか登山とか、こういうことで山地に出かける人も年々ふえているわけなんです、だからそういうこと等とも関係しているんだろうと思ひますが、これは何かそういう獵銃による人間にに対する被害ですね、相當數に上つておると思いますが、数字でもありますか。

○吉村清英君 まことに古い資料で恐縮でございますが、三十二年に八十八件あったといふ、まことにどうも空拍子もないようなあれで恐縮でございますが、そういう資料だけ今手元にございます。

いわけでして私はもつと多くなつていいと思います。狩猟人口もぐつとふえているわけです。もう一つお聞きしたいのは、この狩猟従事者は約二十万、その年令の内訳等も資料でいただきましたが、いわゆるまあスポーツ的に趣味でやっているのと、生業としてやっているのと、私はこれほど鳥獸が少なくなれば、生業でやっているのはもうどんどん少なくなつてきていると思うのです。ほとんど最近ふえているのは、スポーツ的なものじゃないかと思うのですが、その内訳は大まかにどんなものでしょう。

○政府委員(吉村清英君) 御承知のように狩猟といふのはもうごく一時期を降られて許されるものでございまして、まあそういうことから申しますと、狩猟業者と申しますか、生業にして専業というようなものはほとんど私はないと考えております。で、まあ一部の方に若干農閑期等を利用して山へ入ること、まあマタギというようなものでございましようか、そういうものがあるかと存じますが、その程度のことです。いまして、現在ではほとんど生業にしていると申し上げられるようなものはないのではないかというふうに考えております。したがいまして、統計上にもそういうものを私どもとしては今持ち合わせておりません。

○亀田得治君 私まあ大体そうだろうと思うのです。実態は多少まあ生業的なものがあつても、その猶だけ自分で自分の生計がまかなわれておる、そんなものは私はなかろうと思うのです。生業であつても、これは副業的な生業的なものである。そうなると、大部分がこれはスポーツなんです。自分がスポーツ

をやつて、いやしくも人に生命の危険まで感じさせる、これは私はもう絶対許されぬと思うのですよ。こういうことは、そういう角度からも、最初申し上げたような原則と例外を逆にして、そうして獣区だけでやるのだと、獣区では大いに増殖しなければいかぬのです、それはやはり人工的に、まあこれからは人間はふえるし鳥獸は減るのだから、そんな自然のやつだけねらうなんという、そんな虫のいいことは許されぬのですよ。なぜ私がそういう点を特に言うかといいますと、取り締まりの面ですね、これは僕らは警察官にもちょっと聞いたことがあるのですよ、そこで空氣銃やっているのは、ああいうのは君どうするのだ、いやそんなことまで手が届かぬというわけだね。実態がそななんだろうと思うのです、これは、だからどこででも獣をやれるという原則ですから、禁止された例外、現在ですと全国の3%ですね、そこはいけないと、ほかは原則としてはできるのだということになれば、免許証があらうがなからうが、とにかくやつておつたつて免許証持つているかと一々調べてみなければ、これが違反かどうかわからぬわけなんだ、だから全部を禁止して、ここではやれるのだ、こういうところをあつちこつちに作つていけば、そこをちゃんと柵をしておいて、その間に一人立てておいたらい、入つてくる者に、お前免許証持つてあるか、取り締まりの面だつて、これはきちっとくわいでして、それは、これもきょういたきました資料私拝見して感じたわけですが、犯罪統計がありましたね、これちよつと見て下さい。きょう配付されたものの

十三ページですね、これで拝見しますと、狩猟法違反であげられたものの一一番多いのは第三条違反の四百三十二件ですね。これが一番多いわけです。これはどこでもやれるということになっているから、ちょっと道具買ってきてやるわけなんです。これは警察官から調べられて初めてお前無免許だとわかったやつだと思っています。しかも、それがそういうのではもう数多くあるわけです。警察官はそんなもの一々調べておれぬと、こう言うています。しかも、それがそういうのに限って家の窓こわしたり、人に当たり、そういうことをするわけであります。だから取締まりの面から見ても、一体やつぱり獵区というものをこの際きちんと定めていくことのほうが、はるかに私は進んだ立法だと思いますが、はるかに私は進んだ立法だと思いますがね。そこまで踏み切つたらどうですかね。

○政府委員(吉村清英君) 先生の御心配になられるような、御指摘のような違反その他がかなりあるということは、私もまたかねて遺憾に思つておる

ところでございます。今回の改正においては、特に鳥獣保護員、これは

鳥獣の指導その他をいたします

とともに、これは非常勤ではございま

きましては、特に鳥獣保護員、これは

監視、監督もするようになつておりますが、そういうものを置きますこ

とにいたしておるのでございまして、大体その人数も全国で三千五百人程

度、これがどういう配置になりますか

と申しますと、平均的に申しまして、大体一府県ごとに七十五人ぐらいの割合になるかと考えております。そういう

たしますと、現状では狩猟に入つてお

る者十人当たりに一人ぐらい程度の配

置になるかと思うのでござりますが、そういうようなことにいたしまして、

こういった違反を十分に監視をして参

りたいというように考えておる次第で

ございます、さらに重ねての御意見の獵区

のみにおける狩猟ということでおざい

ます、そういう危険防止の意味があ

らも、確かにそういう御心配の面はあ

るかと思うのでございますが、そういう

う点につきましては、今後狩猟の免許

を出します前提となります講習会等で

十分その他狩猟の知識等に関する普及

等も、さらに強化をして参るつもりで

ござりますが、そういう面で極力未

然に防止ができるような措置を、講じ

て参りたいと、いうことを考えている次

第でございます。今さらに踏み切つて

獵区のみで狩猟ができるようになつたらどうかという御意見につきましては、

そういう面でもやはり議論はあるか

と思つておきましても、なかなか

狩猟ができる場所を非常に狭くすると

いうような、極端に、急激に狭くする

ところでございます。今回の改正にお

きましては、特に鳥獣保護員、これは

監視、監督もするようになつておりますが、そういうものを置きますこ

とにいたしておるのでございまして、

大体その人数も全国で三千五百人程

度、これがどういう配置になりますか

と申しますと、平均的に申しまして、

大体一府県ごとに七十五人ぐらいの割

合になるかと考えております。そういう

たしますと、現状では狩猟に入つてお

る者十人当たりに一人ぐらい程度の配

置になるかと思うのでござりますが、

そういうようなことにいたしまして、

こういった違反を十分に監視をして参

りたいというように考えておる次第で

ございます、さらに重ねての御意見の獵区

のみにおける狩猟ということでおざい

ます、そういう危険防止の意味があ

らも、確かにそういう御心配の面はあ

るかと思うのでございますが、そういう

う点につきましては、今後狩猟の免許

を出します前提となります講習会等で

十分その他狩猟の知識等に関する普及

等も、さらに強化をして参るつもりで

ござりますが、そういう面で極力未

然に防止ができるような措置を、講じ

て参りたいと、いうことを考えている次

第でございます。今さらに踏み切つて

獵区のみで狩猟ができるようになつたらどうかという御意見につきましては、

そういう面でもやはり議論はあるか

と思つておきましても、なかなか

狩猟ができる場所を非常に狭くすると

いうような、極端に、急激に狭くする

ところでございます。今回の改正にお

きましては、特に鳥獣保護員、これは

監視、監督もするようになつておりますが、そういうものを置きますこ

とにいたしておるのでございまして、

大体その人数も全国で三千五百人程

度、これがどういう配置になりますか

と申しますと、平均的に申しまして、

大体一府県ごとに七十五人ぐらいの割

合になるかと考えております。そういう

たしますと、現状では狩猟に入つてお

る者十人当たりに一人ぐらい程度の配

置になるかと思うのでござりますが、

そういうようなことにいたしまして、

こういった違反を十分に監視をして参

りたいというように考えておる次第で

ございます、さらに重ねての御意見の獵区

のみにおける狩猟ということでござい

ます、そういう危険防止の意味があ

らも、確かにそういう御心配の面はあ

るかと思うのでございますが、そういう

う点につきましては、今後狩猟の免許

を出します前提となります講習会等で

十分その他狩猟の知識等に関する普及

等も、さらに強化をして参るつもりで

ござりますが、そういう面で極力未

然に防止ができるような措置を、講じ

て参りたいと、いうことを考えている次

第でございます。今さらに踏み切つて

獵区のみで狩猟ができるようになつたらどうかという御意見につきましては、

そういう面でもやはり議論はあるか

と思つておきましても、なかなか

狩猟ができる場所を非常に狭くすると

いうような、極端に、急激に狭くする

ところでございます。今回の改正にお

きましては、特に鳥獣保護員、これは

監視、監督もするようになつておりますが、そういうものを置きますこ

とにいたしておるのでございまして、

大体その人数も全国で三千五百人程

度、これがどういう配置になりますか

と申しますと、平均的に申しまして、

大体一府県ごとに七十五人ぐらいの割

合になるかと考えております。そういう

たしますと、現状では狩猟に入つてお

る者十人当たりに一人ぐらい程度の配

置になるかと思うのでござりますが、

そういうようなことにいたしまして、

こういった違反を十分に監視をして参

りたいというように考えておる次第で

ございます、さらに重ねての御意見の獵区

のみにおける狩猟ということでござい

ます、そういう危険防止の意味があ

らも、確かにそういう御心配の面はあ

るかと思うのでございますが、そういう

う点につきましては、今後狩猟の免許

を出します前提となります講習会等で

十分その他狩猟の知識等に関する普及

等も、さらに強化をして参るつもりで

ござりますが、そういう面で極力未

然に防止ができるような措置を、講じ

て参りたいと、いうことを考えている次

第でございます。今さらに踏み切つて

獵区のみで狩猟ができるようになつたらどうかという御意見につきましては、

そういう面でもやはり議論はあるか

と思つておきましても、なかなか

狩猟ができる場所を非常に狭くすると

いうような、極端に、急激に狭くする

ところでございます。今回の改正にお

きましては、特に鳥獣保護員、これは

監視、監督もするようになつておりますが、そういうものを置きますこ

とにいたしておるのでございまして、

大体その人数も全国で三千五百人程

度、これがどういう配置になりますか

と申しますと、平均的に申しまして、

大体一府県ごとに七十五人ぐらいの割

合になるかと考えております。そういう

たしますと、現状では狩猟に入つてお

る者十人当たりに一人ぐらい程度の配

置になるかと思うのでござりますが、

そういうようなことにいたしまして、

こういった違反を十分に監視をして参

りたいというように考えておる次第で

ございます、さらに重ねての御意見の獵区

のみにおける狩猟ということでござい

ます、そういう危険防止の意味があ

らも、確かにそういう御心配の面はあ

るかと思うのでございますが、そういう

う点につきましては、今後狩猟の免許

を出します前提となります講習会等で

十分その他狩猟の知識等に関する普及

等も、さらに強化をして参るつもりで

ござりますが、そういう面で極力未

然に防止ができるような措置を、講じ

て参りたいと、いうことを考えている次

第でございます。今さらに踏み切つて

獵区のみで狩猟ができるようになつたらどうかという御意見につきましては、

そういう面でもやはり議論はあるか

と思つておきましても、なかなか

狩猟ができる場所を非常に狭くすると

いうような、極端に、急激に狭くする

ところでございます。今回の改正にお

きましては、特に鳥獣保護員、これは

監視、監督もするようになつておりますが、そういうものを置きますこ

とにいたしておるのでございまして、

大体その人数も全国で三千五百人程

度、これがどういう配置になりますか

と申しますと、平均的に申しまして、

大体一府県ごとに七十五人ぐらいの割

合になるかと考えております。そういう

たしますと、現状では狩猟に入つてお

る者十人当たりに一人ぐらい程度の配

置になるかと思うのでござりますが、

そういうようなことにいたしまして、

こういった違反を十分に監視をして参

りたいというように考えておる次第で

ございます、さらに重ねての御意見の獵区

のみにおける狩猟ということでござい

ます、そういう危険防止の意味があ

らも、確かにそういう御心配の面はあ

るかと思うのでございますが、そういう

う点につきましては、今後狩猟の免許

を出します前提となります講習会等で

十分その他狩猟の知識等に関する普及

等も、さらに強化をして参るつもりで

ござりますが、そういう面で極力未

然に防止ができるような措置を、講じ

て参りたいと、いうことを考えている次

第でございます。今さらに踏み切つて

獵区のみで狩猟ができるようになつたらどうかという御意見につきましては、

そういう面でもやはり議論はあるか

と思つておきましても、なかなか

狩猟ができる場所を非常に狭くすると

いうような、極端に、急激に狭くする

ところでございます。今回の改正にお

きましては、特に鳥獣保護員、これは

監視、監督もするようになつておりますが、そういうものを置きますこ

とにいたしておるのでございまして、

大体その人数も全国で三千五百人程

度、これがどういう配置になりますか

と申しますと、平均的に申しまして、

大体一府県ごとに七十五人ぐらいの割

合になるかと考えております。そういう

たしますと、現状では狩猟に入つてお

る者十人当たりに一人ぐらい程度の配

置になるかと思うのでござりますが、

そういうようなことにいたしまして、

こういった違反を十分に監視をして参

りたいというように考えておる次第で

ございます、さらに重ねての御意見の獵区

のみにおける狩猟ということでござい

ます、そういう危険防止の意味があ

らも、確かにそういう御心配の面はあ

るかと思うのでございますが、そういう

う点につきましては、今後狩猟の免許

を出します前提となります講習会等で

十分その他狩猟の知識等に関する普及

等も、さらに強化をして参るつもりで

ござりますが、そういう面で極力未

然に防止ができるような措置を、講じ

て参りたいと、いうことを考えている次

第でございます。今さらに踏み切つて

獵区のみで狩猟ができるようになつたらどうかという御意見につきましては、

そういう面でもやはり議論はあるか

と思つておきましても、なかなか

狩猟ができる場所を非常に狭くすると

いうような、極端に、急激に狭くする

ところでございます。今回の改正にお

きましては、特に鳥獣保護員、これは

監視、監督もするようになつておりますが、そういうものを置きますこ

とにいたしておるのでございまして、

ざいませんでした。この際そういうことをはつきりいたしますために、まず第一條に目的規定をあげたわけでございます。そこに農林水産業の振興に資するということも、目的の一つに掲げてあるわけでございます。ただいまお尋ねの有害鳥獣の駆除でございますが、これにつきましては、有害鳥獣の駆除の許可を受けますと、これは鳥獣保護区でありますとも、また狩猟期間外でございましても、またその害を及ぼします鳥獣がたとえ保護鳥でありましても、駆除はできるところというふうになつておるわけでございまして、ただいま、このハンターに依頼をして、もなかなか目的が達せられないということになつておるわけでございます。そういたしますと、今度はまたこの便乗といふ問題が起きてくるかと思うのですが、そこでございますが、この点につきましては、有害鳥獣の駆除につきましては、特例の免許も要らないということになつておるわけでございます。そういたしますと、今度はまたこの便乗といふ問題が起きてくるかと思うのですが、さいます、そういう点も十分慎重に調整をいたしまして、この農林水産業に対する有害鳥獣の駆除ということには十分何と申しますか、目的が達することができるよう处置をいたして参るようになつておるわけでございますし、また今後もさように努力をいたして参りたいと考えております。

○温水三郎君 まだあるけれども…  
知事の許可を簡単に…、別に制限はないのでしょ、共同防除とか…。  
○政府委員(吉村清英君) その制限という意味が……。  
○温水三郎君 単独駆除ができないとか…。  
○政府委員(吉村清英君) そういうことはございません。  
○温水三郎君 よろしくうございます。  
○委員長(櫻井志郎君) 他に御質疑の方は、ございませんか。  
○畠本宣実君 私はこの狩猟法について、先ほど龜田さんから御質問があつたのを伺つておりまして、結局二つ問題があると思うのですが、違反事件の問題です。これは古い狩猟法によりましたと、銃器を携えて山野を跋涉する者は狩猟違反と認めるという条文があつたのです。それは古いにあつたのです。間違いくなく、ずっと古いものであります。この前改正しましたから……。ですから、その前には、銃器を持つてそしてたまを装填して、そうして山野を跋涉したら、狩猟法違反であるということです。警察官がさっそく拘留してやつたものなんですよ。ところが最近は現行犯でしょ。だからそこがたいへんむずかしい問題になつてきていることが一点。それからこの中には理由の説明、つまり理由を説明している中で、器具が発達したということが書いてない。ございませんが、私は器具が相当発達してきてると思う。つまり、国土の開発であるとか、あるいは技術の改良であるとか、その他いろいろ

ろ例があげてあるが、狩猟器具が発達してきた。こういうことは当然考えられることが多い、火薬法の制限を受けないで、その違反にもう一つ発達した器具にカスマ網といいますか、網で取るやつがあるんですよ。これは網なら銃砲でないで、現場でつかまえれば、さっそくそれは狩猟違反だということになるでしょうが、そうでなければなかなかこれの狩猟違反をどうするかということがつと正確にならなければ私はいけないと思うんです。

そこで、先ほどの御説明によりますと、保護員というのが一県あたり七十五名ぐらい出る。それでつまり自衛的といいますか、あるいは自主的といいますか、違反を防止することもできる、こういうふうに言はれておるんですけど、違反防止にという、つまりもう少しひどい意味で検挙といいますかね、そういう意味で警察官との連絡、そういうものはどういうふうに具体的にお考えになっているか、それからまず伺いたい。

○政府委員(吉村清英君) お話の中に出てました鳥獣保護員でござりますが、これは県の非常勤職員でございまして、自主的にということでなくて、県の職員として設置をいたしまして鳥獣の保護あるは監視に当たらせるわけでございます。それで、この鳥獣保護員が特別司法警察員であります県の職員あるいは警察官のまあ手足になると申しますが、活動をいたしまして、違反行為の防止、検挙に努めるということになるというように私どもは計画と申しますが、考えておる次第ございま

○**堀本宣実君** この保護員には手当があるのか、あるいは検挙するというが検挙する権能が保護員にどういう角度から与えられておるのか、それをひとつ御説明願いたい。

○**政府委員(吉村清英君)** 警察員としての権限は与えないことになつております。したがいまして、司法警察員の手伝いをする補助員になるということでございます。手当は年額四万ないし五万程度考へております。これは主として猶期間でございますから……。

○**堀本宣実君** ○そうすると、これは県庁の職員にということですが、手当というのは普通の給料にその上に加算をするという意味でございますか。

○**政府委員(吉村清英君)** これは非常勤職員でございまして、県庁の常勤の職員にこの保護員の役目を果たさせるということではございませんで、それぞれ地元にいる適格者を保護員として採用するということになります。いずれも非常に勤でございます。

○**堀本宣実君** それじゃ、具体的にどういう人が保護員になつて、四万何千円金という猶期間に手当を出すようになりますか。

○**政府委員(吉村清英君)** 今後参考をする問題でございますが、こういう面につきまして特に熱意と、また熱意だけでもいけません、経験もあるような人、地元に駐在をして十分巡視もできるという人、そういう人を考えております。

○**堀本宣実君** これはまことにばく然としているんですね、熱意があるだけの。それは熱意のない者なんかやる必要はないのですが、何か木炭検査員だ

とかあるいは山の森林組合の職員さんに頼むとか、何かでなければ、ただそういう四万何千円、見方によれば多いと思いますよ、見方によればたいへん少ないとも言えると思うんですが、その相手を選ぶその相手によって、それが多いか少ないかが判明するのであって、私はそれをきめておらぬといふのは、おかしいと思うんですねが、法案を提出する段階に至つて熱意のある人を選んでやるんだということでは、しかもそれが常勤でないのですから、ですからおおむねどの範囲でいうか、直接そのものばかりの現在こういふことをやっている人の中から選びたい、こういうことでなければおかしいのじやないですか。

を発射をいたしますと、たとえ当たらなくとも違反になる。

かろうが、鉄砲とたまとを持つて山野を跋渉する者は狩猟違反と認めるとい

かということはわかるわけじないま  
す。

へ飛んで行つて入り込んだ、つい見えたところだが、それは県境を越えては

なる。これは何かしてやらなければまことに、これ羽根が生えて飛ぶやつだ。  
古著を寄つて宦官をしのぐ、身鳥井

○堀本宜美君　それはそうだろう、それは当たる当たらぬは別として、技術の問題でそれはあなた……。  
○政府委員(吉村清英君)　持つてあるほうは所持の許可が要るわけでございまして……。

う条項があつたと申し上げたのです  
が、ですから鉄砲を山へ隠す場合に、  
これは鉄砲のほうは露が落ちるところび  
ちやうから、たまだけを別な人に持たせ  
して鉄砲は自分が持つて、鉄砲だけ持つて歩いたんだ、こういう言いわけだ

○堺本宣美君 それはどうですそれを  
は呈示せざるが、持つておらぬのだから  
ら呈示せることはできぬので、要す  
るにバッヂをつけておる者は、昔はある  
いは免状を持つっていますか、あるいは  
は鑑札を持っていますかということを  
是非聞いておきたい。そしておつておき  
たい

ならぬということなら、別にまたそれを県に行って、鑑札を受け直して、撃ちに行かなればならぬが、そういうよううかが行政区域の違った区域の人たちは、西回りにまたがって、鑑札を受けなければなこと、ぬというようなことのために、ついへんそくをうつてはまよへと思つて

戸籍を持てて定住をしたる野良のことをですか、これを追つかれるとしてクリエーションが職業か知らぬが、こういうものに行政区画内でなければいけないんだというような免許、鑑札をされるということはちょっとおかしいです、少し高くなっていい、其通りな

○坂本宣義君　その所持の許印は知っているんです。押し込みを入れておこうがどこへ置こうが、所持をしている許印を与えられているのは当然なことで、これは昔からよくわかつていませんで、それが違反をする目的で持つているかどうかはわからぬが、山

をするために鉛砲とたまを分離して、そして山野を跋渉した違反者がたくさん過去にはあった。が、このごろはそんなこと今までいかないで違反云々されることは、私はここらを詰めておかれなければこの法律は全くかど抜けだと思うのですがね。そこらが大切だと聞

語り合って、歌っておもひで語っておもひりますとか、持つておりませんとか、忘れましたとか、いろいろな表現が、あつたのですが、今は、今度はバッヂをつけて、バッヂを忘れておつたら持つておつても持つておらないものとみなす。こういうことで取り締まりを

○政府委員(吉村清英君) 確かに山の稜線あたりが県境になつておられますと、御指摘のような事態があつておるかと思つてござります。まあ御存じの如きの事でござります。

○政府委員(吉村清英君) これは先生  
いうことになるのではなかろうかと申  
うが、一体どう思われますか。

を鉄砲を持ち銃弾を持って歩いていたら、われわれは常識的には違反者、違反をする意思であろうと、こう思いうのですが、あなたのほうはどう思われるかということです。

うのですよ。幾ら保護区を設け、禁猟区を設ける、あるいはそれぞれの獲物の保護をして繁殖するよう努めますと言つても、鑑札を受けないでやるやつは、禁猟区も保護区もないんです。

するんだが、バツチを持つておらなければ、鐵砲を持つておっちゃいけない、やらないんだ、鐵砲とたまとだけを

○堀本宣実君　いやよくわかります。  
二、そしょくう答へくなると思つ  
るという方は、やはり両方の県で免  
を受けていただかなければならぬとい  
うことになると思います。

○政府委員(吉田清英)　判例でござりますが、先生のお尋ねには必ずしも当たらないのでござりますが、たゞいま私が最初に申し上げましたように、「狩獵法第一条にいわゆる狩獵とは、  
は、武器をもつて、同条所定の手段を用

ね、自由な天下泰平で隨所で至るところをそれをやるわけだ。ですからそういう器具を、なかなか特別な人でなければ、それは飛ぶ鳥を射るわけにはいかない。やっぱり鉄砲とか、かすみごとからう器具を使つよければ、

持って山を歩いているんだというところになつたら、取り締まりできぬじやないですか。バッヂがあつてもなくとも、犬を仕込むために犬の運動のために山を歩いている。犬をつれ、たまも持つて、立ち寄る、ノンノ元気なまま申して

「よく銃器との併用多用の三種を用いて鳥獣捕獲の方法を行なうと言ふ。實際鳥獣を獲たると否とを問わざるものとす。」という要旨がござりますが、したがいまして、こういうところを冒頭に記しますと、銃を持っているだけでは違反

えなきや騒違反でないという考え方の方が多いらしい。器具を使わなければいけない、その器具を使っている現場を監視しないといけない。私はこのものの見方というものの見方でいいへんな過ちがあるんじゃないかな、こういうふうに思います。

れぬ、こういう結果が生まれてくるのではないか。どういう質問なんですか。今お答えができますから、お調べでけつこうです。

にはならぬといふようにまあ判断をたすわけでござります。  
○畠本宣実君 銃とたまとのことです  
よ。

○政府委員(吉村清英君) その点でござりますが、狩猟者は免許証を携帯の義務があるわけでござります。それと同時にバッヂをつけさせることになつた

もう一つ私が不可解に思るのは、利害も鉄砲を持って猪をしたとの経験が若干あるのですがね、県の行政区画内だけで免許を下付するということになると、

○政府委員(吉村清美君) 後ほどともう少し調べましてお答え申し上げます。

○堀本宣美君 私は先ほど前段に申しましたように、取る意思があるがな

てあります。したがいまして、ハーバード  
をつけていない者は、やはり免許証の  
呈示をさせることができますので、特  
殊違反者がどうか、無免許の者がど

なつておれますと、県境の老いは鎌倉  
受ける者なくなると思ふんだが、そり  
いうことはどうなりますか。たとえれば  
甲の県でキジが飛んだ、それが乙の県

田だ、あるいは乙のところへ行くなら八百円で済むとか、七百円で済むとか、六百円で済むとか、何か複数になるような通算でもしていくなら受けよいと思いますが、お世話いたしますというだけでは、やはり料金の問題は解決しないんですね。

な制度にいたしまして、各都道府県別に免許をいたすようにいたしたいときには、いろいろあるわけでござりますが、それぞれの県で鳥獣の保護事業等を行なつて参るわけでございまして、この主要な県、それから副次的に申しますかたまに行く県というものを分けて参りますと、制度上からも、それから税制上からも非常にむずかしい問題があるわけでございます。いろいろ検討をいたしました結果、まあかようなことになつたわけでござります。こそこそましても、生来からみどり

うに、一県だけで狩猟をされる場合に  
はかなりの減税になる、それから二県  
になりますと、それが倍になるわけで  
ございますから、かなり高くなるわけ  
でございますが、二県、数県と行かれ  
るような方は、やはりひとつレクタ-  
リエーションの意味も大いにあれして  
いただきましてがまんをしていただく  
というような考え方で、特に通減をす  
るという措置をいたさなかつたわけで  
ござります。

○堀本宣実君　もう一べん最後に伺いたいと思いますが、講習会を行なつてやつて、もう十年も二十年も鉄砲をを持つて獵を毎年かかさずにしておる人に講習会なんというものは要らないような気がいたしますが、そういうこ

とで年限で講習会の免除をする、そのかわりにむしろ精神鑑定というか、健康検査証というか、そういうものをつけて提出するということのほうが適当な方法じやなかろうかと私は思うが、その点はどうですか。

○政府委員(吉村清英君) 仰せのとおり、非常な経験者まで初心者と同じような講習を受けていただくということは、これはやはり考え方をならねばならぬ問題だと思います。今回の改正によりましてはコースを二つに分けまして、初心者のコースの講習と、それからすでに経験者の熟練者の講習とは分けます。それで熟練者の方は、時間も少なくて済みますし、特に内容等も程度その他の変わりました程度をお知らせをする。講習をするという程度の簡単なものにいたしたい、かようを考えておる次第でございます。大体まあ続いているままでありますのは、三年間でだいま考えておりまでは、三年間で続けて狩猟をしておられる、免許を受けておられるという程度の人は、もう熟練者と申しますか、経験者のほうのコースで受けていただくというふうにいたしたいと思っております。

○堀本宣実君 その健康診断はどうですか。

○政府委員(吉村清英君) 健康診断の問題でございますが、これは狩猟法では白痴瘋癲者は免許を与えないといふことははつきりいたしておりますが、その他今度免許を出します場合には、必要に応じて各知事が、都道府県知事が適性の審査をすることができますが、その他の改正をいたしたわけでございますが、まあこれではたとえて申しますと、非常に極度の近眼で十分に物の識別がつかぬとか、まあそういったもの

が主体でございますが、そういう御選択の検査もできるよういたしておりますが、先生の御指摘の精神鑑定その他兇暴性の問題なんかあると思いますが、それはむしろ狩猟法よりも、銃砲等の所持のほうでやつていただくのがいいのじやないかというふうに考えております。

○井川伊平君 たゞ一点お伺いしますが、免許をする場合には、その免許を受ける狩猟者が使用する銃砲の種類、銃砲の所持をし得る数、こういうものは制限されるのですか、いかがですか。

○政府委員(吉村清英君) お答え申上げます、銃砲の数は制限はされません、それから種類は空氣銃と装薬銃とは別でござります、乙種が装薬銃でございまして、丙種が空氣銃になつております。

○井川伊平君 そうしますと、その免許を受けねばどういうような銃砲を用いようが、あるいは何丁そういうものを持つていようが、それは別の関係であります、狩猟法には関係ないわけですね。

○政府委員(吉村清英君) さようでございます。

○委員長(櫻井志郎君) ちょっと速記をとめて

○委員長(櫻井志郎君) 速記を起こして、ここでお詫びいたします。本法審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取りたいと存じますが、御異議ございませんか?

○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないとお思ひます。

認めます。  
なお、参考人の人選及び日時等は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないと認めます。よって本日より決定いたしました。  
速記をとめて、  
〔午後二時二十八分速記中止〕  
〔午後二時五十分速記開始〕  
○委員長(櫻井志郎君) 速記を起こして、  
ここで、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行なうことになります。  
○北村陽君 私はまず第一にお伺いいたしたいのは、開拓営農振興臨時措置法が昭和三十二年に制定せられておるわけでございますが、この臨時措置法によりまして実施をいたしました振興計画の計画が、大体三十四年までに計画案を提出することになつておりますから、それ以降はないだらうと思うのですが、その振興計画が一体今日までに終わつておるのかどうか、それからまた、今度の資金融通法の改正による融資の条件緩和の措置がとられておりましたが、この第二次の開拓営農振興計画と、この臨時措置法の関係でござりますが、今お尋ねましたように、第一次の計画が終了して第二次に移る、その場合に、この臨時措置法は、融資その他において今後まだ続くわけでありますから、この法案そのものは続

ていくと思うのですが、この臨時措置法は、開拓農振興組合というものが振興計画の対象になつておる。計画を立てるのものこの振興組合が立てる、こういうことになつてゐる、ところが、第二次計画を見ますといふと、これは個別の農家が計画を立てる、そして、地区的の計画は市町村長が立てるということと、第一次の振興計画と第二次の振興計画では、その対象なり性格というものが、私は非常に違つておるこのように思うのであります。第一次の振興計画の延長として第二次計画、これの残つたものをやる、こういうことであるならば、この臨時措置法の改正なり何なりしなければならないのではないか。また、第二次振興計画の内容を見ますといふと、今申したように、対象が非常に第一次のときと違つておるのですから、そうであるならば、新たに法律を設けるか何かしなければならないんじないかと思うのですが、それとも、農業構造改善事業のよう、法律改正によらずに、行政措置でやつていこう、こういうことなのか、こら辺の臨時措置法と第二次の振興計画との関連について、どのような方針でいかれるのか、この点についてまずお伺いいたしたい。

区全般にわたりまして、大きな進度を示しておるとは言えない、大体各種の事業を通じまして五割程度の進捗を示しております。このようになりますことは、もちろん開拓者の皆さん方に非常に御迷惑でありますので、新たに第二次の振興計画をはかるわけであります。が、臨時措置法は、御承知のとおり限界立法ではなくて、引き続いてこの法が適用になつていくわけでありまして、第二次の振興におきましては、その内容につきましては、検討をするには考えておらないわけであります。もちろん当時の不振の開拓者の由来には、その後十分立ち直られまして、この法律を変更してどうするといううことは考えておらないわけであります。もちらん当時の不振の開拓者の由来には、その後十分立ち直られまして、当初の振興計画の綱に沿いまして立ち直っておられる方もありますし、まだその後まだ開拓をいたしてないという方もございますわけでありますので、この点は前の関係の不振農家も含めまして、新しく昭和三十二年度以前の入植者に対しまして、この新しい考え方でやっていきたいと、かように考えておるわけでございます。

んあつたと思うし、それから三十二年以降の人もあつたと思う。それで今度の第二次計画は、三十二年度以前の人だ、そうすれば、やはり一次のものが完了しないということになれば、五〇%のものは残つて、しかも三十二年のものは今度の第二次計画で切りかえると、こういうことになるだろうと思う。そうすると、臨時措置法の適用をやつて参りました振興計画が完了しないうちに、第二次計画に乗り移ると、こういうものが出てくるだろうと思う。その場合に、法律的に一体どういう関係になるのか、私はどうも臨時措置法の法律改正をせずに、単に第二次計画に乗り移つていくということではちょっと問題があるのでないかと、このようになります。それからまた三十二年度以前のものでなく、以降のものについて、第一次計画で振興計画を実施中のものはそのまま残つていく、このように理解されるのですが、そういう私の理解でいいのかどうなのか、この点をひとつお答え願いたい。

たり十七万七千円を限度にしておったわけであります。もちろんそういうようなことからいきまして、今日、約五年前までの方々については、たしまして基本營農資金を貸し出しておったわけであります。もちろんそういう特別の事情がない限り不振開拓者なると、いうことは、まずあり得ないという考え方をもちまして、三十三年度以降の方々には適用いたさないということに考へておるわけであります。もちろん、この振興法そのものは現在までも続いておりますし、この第二次の振興計画におきましては、先ほど申しました基本的な建設工事のおくれといふものは、そのまま継続して残事業を仕上げていくという考え方につんでおるわけでございます。したがつて、法律の改正まではいかなくとも、十分第二次のこの考え方でもつて進んでいけるというふうに解釈をいたしております。

この点お伺いいたします。開拓農民とすれば、この際やはり抜本的な開拓の振興ということとで法律に基づいた措置をとるべきである、とつてもらいたいという要望が非常に強くあるわけなんですね。したがって、この点はひとつ大臣に開拓農振興のための抜本的な新しい法律を制定する意思があるのかどうなのか、この点お伺いいたします。

○國務大臣(重政誠之君) 今のところは、第二次振興計画は必ずしも法律を用いらずして行政措置でやっていいだろ、そういうしてこの資金の利率等法律を要する点、どうしても法律でなければならぬ点だけを改正その他をやりましてやつていく、こういう方針でおるわけであります。

○北村暢君 そういたしますと、第二次の振興計画は、計画自体としては法律によらない行政措置でやって、その中で出てくる個々の問題については、法律的な改正なりの措置が必要であるものについては改正していく、こういうお考え、そういうことですね、これは私はやはり農業構造改善事業等についても私どもは法律でやはり実施しなければ責任の所在が明確にならない。したがつてこれについて私どもは法律で実施すべきだということで主張して参りましたが、これと同じような形に私はなるんじやないかと思う、したがつて個々の法律という大臣の意思でござりますから、これをやるというところになれば、私どものほうから開拓の基本法でも出さない限りは、これは解決しない問題だと思いますから、この問題はその点では打ち切ります。

次にお伺いいたしたいのは、この前

も触れておられましたが、所得の目標でございますが、近傍における中庸程度の專業農家の生活水準というものを目標にしてやるというのであります。が、近傍における中庸程度の專業農家という、まことにばく然たる目標を置いておる。これについては、私はやはりはつきりすべきじゃないか、特に今構造改善事業等も行なわれて、他産業との所得格差をなくしていこうといふ、農家所得を飛躍的に引き上げようという段階でありますから、この目標が近傍における中庸程度の專業農家を目標に置くという目標の立て方自体に、私は問題があるんじゃないかというふうに思われます。したがって、この目標を立てる場合に、個別の計画において、そういう所得よりも上回つた、計画を出したものについてはこれは上のほうを切つてしまふのかどうかという問題ですね。これは個別計画でありますから、こういう近傍の中庸程度の目標の農家の生活水準の所得よりも高い計画というものが、これは個別で上のはものは切つてしまふのかどうか、それ以上のがあつてもそれはうのです。その場合に、この中庸程度というのはそれまでとということで、その上のものは切つてしまふのかどうか、それ以上のがあるかどうか、この点をひとつはつきりしていただきたい。そしてまたこの目標というものを上げる意思があるかどうか、この点をひとつお伺いいたしたい。

するまで、特別の政府は助成その他の施策を行ない、そして一般農家の水準に達したならば、これは一般農政のワクで振興をはかっていくのだ、こういうおそらく考え方だろうと思うのであります。そこで、ただいまお話しになりましたような、具体的に計画を立てていくというような場合には、そういう場合があるうかと思うのであります。が、それはやはり一般の農家水準に達しておるかどうかということを考え、六百町村を調査するか、あれによつて調査いたしました際に、それが中庸農家の水準に達しておるかどうかということを調査いたして、そしてすでに達したもの是一般の農政の対象としてこれを見ていく、それに達しないものは、ここでいま一息腰を入れて助成をすれば、一般的農家の水準に達するというようふうに、これを調査の際にやつて考えていく、こういう考えになつておるわけであります。

立てていらんじやないか、今大臣の話では、現在の農家に引き上げることをまずやるんだ、こういう御趣旨のようですね、しかしながら、そうじやなしに、もつと高いところへ目標を置いてやるべきじやないか、こういう私の意見です。

それと、もう一つ先ほどお伺いしたのは、地区計画に基づいて個別計画画を立ててゐるわけでありますから、不振農家といえども、今後第三類農家は離農していく者が出てくるわけですね。そうするとそういうものもを地域的に、各個別的に立てるために、その離農していく者の経営というものをプラスしてやっていく場合に、現在の開拓農家、一類農家の所得よりも高い經營規模のものが個別的に出てくるんじやないかとお思つておられるんです。そういうものもあり得るんじゃないか、一律でないんですから。したがつて、そういうものは、どうしても現在の農家に持つていくんだけど、そういうことはやる必要がないぢやないか、その個別計画画というものは彈力性を持たせて、高いものであつてもやはりそれは認めていくべきじゃないか、こういうことをお伺いしている。そういうものまでも一律的に切つてしまふのかどうか、そういう点をお伺いしておるわけです。

○國務大臣(重政誠之君) 先ほど申しましたのは一応のめどでありまして、具体的な問題としては、ただいまお述べになりましたように、あるいは共同経営をやっていくというような場合もありましょうし、いろいろの場合がござります。

ざいまして、一応の目標以上になる場合も私は絶無ではないと思うのですが、そういう場合には、それはちゃんと切るというような考え方を持っています。先ほど申し上げましたような、まず第一段階としましては、一類農家にて二類の農家をする、そして一類の農家になったものは一般農政の対象として構造改善なら構造改善の事業でやつていく、こういうのが一応の目標であります。個々の場合に、それは一類農家よりもよくなるというような場合が絶無ではないと思うのであります。それをちゃんと切るというような、具体的にそういう考え方を持っておらないわけであります。

○北村暢君 次にお伺いしたいのは、地区計画と個別計画とはどういうふうな形でやられるのか。地区計画といふものが一応できて、それを勘案しながら個別計画を作るのか、個別計画で出てきたものを集約をして地区計画といふものを作るので、どちらなんですか。

○政府委員(任田新治君) まず、その地域々々、これは市町村単位で一応計画を立てることにいたしておるわけであります。市町村によっては、開拓地を一地区持つておるものもあります、また、数地区を持つておるという場合もあります。開拓地といわゆるその市町村の中心とその間の事情を勘案し、またその地域の関係から隣村との関係も考えながら、そこに市町村計画を樹立していくなります。たとえば市場であるとか、その間の事情を勘案して、まだその地域わけであります。これに伴っていきますところのいろいろの仕事は、たとえば

道路であるとか、そういうようなものが重点になるとか、また関係の共同開設というようなものも出てくると思われるが、基本にいたしまして、市町村計画を樹立して参るわけであります。これに基づいて、それぞの開拓地としての地区計画が固まつていくわけであつて、この開拓地の立地条件としてはかくあるべしということになつてしまつて、従いまして、それぞの開拓地としての地区計画が固まつていくわけであつて、市町村単位のもの、さらには低く入つたところの開拓地のあり方と、いうものを計画を立てまして、そのように計画を立て、この全体市町村単位のもの、個の農家の個別計画を立てていくといふこととに相なるわけでござります。このようないくつかの点に相なることを計画として立てる考え方であります。

○北村暢君 そうすると、地区計画の内容はどういうものを計画書き立てるのか、これは要領かなんかもうすぐ示されてしまうのでありますけれども、内容はどういうことを計画として立てる考え方ですか。

○説明員(植村健太郎君) 地区計画について、大体の考え方は検討を進めておりますが、まだ地区計画の内容について、われわれ事務当局で確定したを得るに至つております。地区計画の大体の考え方としては、個別の開拓農家がその地区的生産の方向を見定めるに足るような耕種、作目の方針をどういうふうに考えるか、あるいは生産及び生活の環境の整備に関する点をどういうふうに考えるか、あるいは既存の農家との関係においてただいまのとおり問題をどういうふうに考えて参考するか、開拓者及び既存農家の団体組織の

う場合に、私は第三類農家という二万何ぼの、もうはしにも棒にもからない、どんなに指導したって生産意欲もない、こういう農家が二万戸ある、こういうふうに実態調査の結果出ておる、しかしも、これは調査したものだけなんです。調査したのが十二万戸がらいで、現在開拓農家が十五、六万戸あるのですから、調査漏れのものがある、そうすれば、まだ第三類農家といいうのがあるんじやないかと思うんですね、そうすると、約三分の一ぐらいのものは、これは何とかしなければならないものである。この第三類農家をどういうふうに処理するかということによつて、地区の開拓計画というものはもう根本的に変わってしまうのです。それを指示しないと、市町村長は開拓計画を立てようとしても立たれない、こういう問題が出てくるので、今繪垣部長の説明ではその問題には何ら触れて、いないのです。一体そういう重要なことを抜きにして振興計画というものはあり得るのかどうなのか、部長の頭にそういうものが入つていななかどうなのか、こういう点については私はどうもちょっと今の説明を聞いただけでは納得しかねると思うんです。したがつて、この第三類農家に対する根本的な考え方といいうものを明らかにしていただきたい。

○政府委員(任田新治君) この前の委員会でも御説明を申し上げた次第でござりますが、実は三十七年度におきま

して所要の予算を計上いたしまして、七年の春から全国的に約十一万八千戸の農家の実態調査をやりまして、予備調査と称しておりますが、いわゆる

開拓者の実態調査でございます。あわせて開拓地の近傍の既存農家の中庸程度というものはどの程度であろうかと、いうふうに実態調査の結果出ておる、しかしも、これは調査したものだけなんです。調査したのが十二万戸がらいで、現在開拓農家が十五、六万戸あるのですから、調査漏れのものがある、そうすれば、まだ第三類農家といいうのがあるんじやないかと思うんですね、そうすると、約三分の一ぐらいのものは、これは何とかしなければならないものである。この第三類農家をどういうふうに処理するかということによつて、地区の開拓計画というものはもう根本的に変わってしまうのです。それを指示しないと、市町村長は開拓計画を立てようとしても立たれない、こういう問題が出てくるので、今繪垣部長の説明ではその問題には何ら触れて、いないのです。一体そういう重要なことを抜きにして振興計画というものはあり得るのかどうなのか、部長の頭にそういうものが入つていななかどうなのか、こういう点については私はどうもちょっと今の説明を聞いただけでは納得しかねると思うんです。したがつて、この第三類農家に対する根本的な考え方といいうものを明らかにしていただきたい。

○北村暢君 今後の改正案による振興資金は、個別計画を出して認定を受けたものに融資をする、こういうことに

開拓者の実態調査でございます。あわせて開拓地の近傍の既存農家の中庸程度というものはどの程度であろうかと、いうふうに実態調査したんだあります。ど

うにかこれらの実態がわかつて参ります。したのが、昨年の十一月でございま

す。したがつて、その内容について

は、今後の第二次計画につきましては、いろいろ今後具体的にのり込んで

やつていかなればならぬ問題が多い

わけであります。ただいま北村先生の

お話をのように、三類農家が二万も三万

もあるというお話をつきましては、こ

れはわれわれのほうといたしましては、

一応の類推の問題でありまして、もちろん御指摘のように、開拓地のうちで

も、干拓地に入植しておられますところの不振農家については対象にはなつておりません、もちろん先ほども申し

ましたように、三十三年度以降の方は

この中には入つております。もちろん

今後も三類といたしましてはそのつ

もりで、三十三年度以降については適

用はいたさないつもりではおりますけ

ども、大体この地区計画というものが大

きなものができて、そうして各農家の

個別計画を立てる、こういうことに

なると思うのですが、その場合に、ま

た第二類農家でもう少し手を入れれば

一人前の農家になる、こういうものを

対象にしているわけですから、したがつて、その二類農家と称するものの

ことは、やはり金融の条件緩和だけで处置

かからないのです、これはね、そういう

中で個別計画を立てるといつても、

ような形になつておらぬ、それは第三

類農家に対する政府の離農措置なり何

かで個別計画を実施するというから、

離農していく、それを「一体ど

う分配するか、またその取得資金はどう

ふうにするか、金の、その資金はどこ

におきまして、明らかにこまかい、一

類まではいかなくとも一類にきわめて

近い農家を対象にして融資をしたい、

このように考えておるわけでありまし

て、もちろん将来の全体といたしまして

この全国二千四百市町村の中の話では

ござります。

○北村暢君 私は実は、まあ三十八年

度からこれを実施するというから、し

つこく聞いているわけなんですが、それ

も、大体この地区計画というものが大

きなものができて、そうして各農家の

個別計画を立てる、こういうことに

なると思うのですが、その場合に、ま

た第二類農家でもう少し手を入れれば

一人前の農家になる、こういうものを

対象にしているわけですから、したがつて、その二類農家と称するもの

ことは、やはり金融の条件緩和だけで处置

かからないのです、これはね、そういう

中で個別計画を立てるといつても、

ような形になつておらぬ、それは第三

類農家に対する政府の離農措置なり何

かで個別計画を実施するというから、

離農していく、それを「一体ど

う分配するか、またその取得資金はどう

ふうにするか、金の、その資金はどこ

におきまして、明らかにこまかい、一

類まではいかなくとも一類にきわめて

近い農家を対象にして融資をしたい、

このように考えておるわけでありまし

て、もちろん将来の全体といたしまして

この全国二千四百市町村の中の話では

ござります。

○北村暢君 今の大臣の答弁では、全

くこれは了解しかねるのですが、この第

三類農家に対する対策といいうものは

開拓の第三類農家の処置といいう問題

は、これは農業における、開拓における

石炭問題だと、こういうふうに理解

をやつておる。したがつて、私はこの

開拓の第三類農家の処置といいう問題</p

講する。それから、労働の能力のある者については、職業紹介をやる、生業資金の融通をするとかいうことを書いているのです。が、それを市町村段階の協議会で積極的に協力を求めるようにして置くのです。だ、こういうふうに言つてはいる。そしてこれだけの処置では、私はそう簡単いろいろな処置が講ぜられている。退職金に対しては、最高十万円までの間、中小の場合、現行の平均賃金の三十日分にプラスして、雇用の期間に応じて最高十万円まで退職金をふやしてやるとか、あるいは離職してから三年間、失業保険六百円か四百五十円か知らぬが、まだきまりませんが、三年間一日四百五十円か六百円ずつ就職するまでみてやる。そういう積極的な措置が講ぜられているわけなんですね。開拓農家の場合は、はしにも棒にもかからぬ、いわゆる個人の問題にも関連しているものもあるが、しかし絶対的な立地条件が悪くて、個人の責めに帰さないものも実はある。そしてまた、非常に過大な借金をしよっている。こういう人に限つて借金、負債というものをしょつて、土地を処理していくんだから、負債は帳消しになるというような考え方もある。若干あるわけですね。したがつて、土地を処理していくんだから、負債もなかつて生業資金三十五万というものが妥当であつたかどうか。今までの間引きをして出でいった、離農をしていった人が、三十万のこの離農資金でもつてほんとうに満足していったのかどうなのか。この実態をはたの人は

見ているわけですね。したがって、それでは私は十分でなかつたがために、今日こういう悲惨な第三類に属する農家が二万も三万も——実態調査の中でも二万戸あるということですから、そういうものは離農したくともできないで、もうとにかく何となくおるより方法ない、出ていくに出でいかれない、こういう形でおるわけですね。これにはやはり積極的な施策がなければ、私は物事は解決しないと思うんです。そのことによつて残つた人のためにもなるわけなんです。三類は三類として処理するだけの問題じやないんです。二類農家が一類農家になつていく場合に、三類農家に何とかなつてもらわなければならぬという問題がある。したがつて、これは別個に解決すればいいんだという今の大臣の考え方はいけないですよ。総合的なやはり開拓の根本的な振興対策として考えられないければならない問題である。

そこで、私はこの開拓の、この前の、三十七年ですか、融資保証法ですね、保証法の改正のときの衆議院並びに本院の附帯決議、これによりますと、いうと、「緊急入植に起因する債務であつて償還困難なものは、これを減免又は棚上げする措置を講ずること。」と、こうなつてゐるんです。この負債というものは焦げつきで、當農にも何も役立たない重荷なんです。したがつて、いはばしよっているだけ利子がかさんでくる重荷の負債なんですね。當農のための負債じやないわけです。したがつて、これは減免の措置または棚上げする措置を講じろ、こういう附帯決議をつけた。それでも社会党は遠慮して、減免の「免」というのはちょっと

あれだから、「減」だけでいいんじやないかと言つたところが、重政農林大臣のにいさんの重政さんが、いや、それは断じて「免」を入れなくちゃいけないというので「免」が入つたんですね。あなたは貴重の言うのに対し、これを実施しないというのは、全くけしからぬ弟なんで、減免というのを「免」をわざわざ入れたのです。そういう処置をしろ、それでなければ開拓農は浮き上がるなんだという処置をしたわけです。ですから、ここで旧負債に対する私は特別立法を制定をして、そうしてこの処置をすべきだらう、このように思つてゐるんで。

おきましたての不均衡が生ずるといふよ  
うなことがございますので、直ちにこ  
れにつきまして割り切つたというの  
にはなかなか参らぬわけであります。  
ただ、債権管理法のあいうふうな處  
置もござりますし、この点も考えなが  
ら、今後ますさしあたり三十八年度に  
おきまして、六百市町村の開拓地につ  
きまして、個別計画を立てるための調  
査がなされ、また協議がなされていく  
わけでありますので、その段階におい  
ておのずからその三類の方々に対する  
共通の場と申しますか、共通の面が出  
てきまして、少なくともここまではと  
いうものが出て参りますれば、その点  
について十分今後検討いたしまして、  
その処置をしなきやならぬ、かよううに  
考える次第でござります。

すが、その点十分ひとつ検討いたしました。

○北村暢君 今の負債整理につきましては、まあしばしば論議になつてゐるところで、本院の附帯決議の趣旨も、何から今まで全部たな上げもしくは減免せいということを言つてゐるのではありません。緊急開拓当時の國の施策として、食糧増産のために、また戦後の処理としてやつたものに対し、その負債そのものが重荷になつて當農振興の妨害になつてゐる、こういうものであります。したがつて、今大臣のおつしやる二類農家は全部問題ないのだ、こうおつしやるのですけれども、私はさしきに検討すれば、二類農家のものでも問題が出てくると思うのです。したがつて、そういうものも含めて、ひとつ、せつかく検討せられるというのでありますから、ぜひひとついい結果が出るように十分検討をしていただきたい、これは希望しておきます。

それから次に、今度の法案に出ております五分五厘を五分にするという金利の問題でござりますけれども、これについては与党でもだいぶ検討を加えているようですが、私どもこの五分というのでは、五厘の条件緩和はいたしましたけれども、決して開拓照農の振興には実情に沿うような利子ではない。これはもう各委員が指摘したところでござりますから、与野党含めての質問でも明らかになつているとこです。したがつて、その質問は繰り返しません。でありますから、今後ひとつこの法案の修正その他の問題が出てくるだらうと思いますが、これについて私はどうこうするということは申し上げません。たゞ、一類農家が構

造改善事業の指定地域になつて、振興していくと、いう段階で、構造改善事業の利子といふものが、設備資金等について三分五厘といふものも出てきている。さらに基盤整備については五割の補助、それが七割の補助をしよう、こういう段階である。したがつて、この第二次振興計画をずっと、こう見ましても、従来の土地改良開拓その他についての補助制度の問題は、これは実施するのだろうと思いますけれども、出てくるのは大体この融資関係で出てきているわけなんです。したがつて、構造改善事業と、今度の開拓営農振興の計画というもののとの比較において、私はやはり補助政策を強化するということもと金利は、構造改善事業と比較して、金利がこれより高いものになるということについては、全然理屈が成り立たない。このことはもう指摘したとおりでございますから申し上げませんけれども、これをひとつぜひ再考慮願いたい。提案の五分五厘を五分にするというだけでは、私はいかぬと思いますから修正等については、もうあつきりひとつ受けていただきたい、こういうことを要望しておきます。

金融の交運整理をする意味においても、單純化して、長期の低利資金は公庫資金、それから營農資金は系統資金といつて、ひととつ抜本的なうことに単純化して、ひどい制度的な金融の制度について、制度といいますか、貸付条件を含めてのそういう意味の改正をしていただきたいと思いますが、そういう意思がおありになるかどうか、また今直ちにはということであるならば、今後検討していただけるかどうか、この点についてお伺いいたしました。

一つは、過日來論議されました類別農家の問題ですが、議論されたことは別にいたしまして、第二類農家を援助するのに、じゃあその目標をどこに定めるかということにつきましては、過日局長からは近隣中庸の農家、こういうことが答えられております。これはまあ局長としては無理からぬお答えだと思います。ところが、過日、私本会議でも質問しましたけれども、その近隣中庸農家というのがどんどん変動しつつある。すなわち、従前は一町歩を境として、一町歩以上は余裕ができて保有地をふやす、一町以下はどんどん減らしていく。こういう形が、今度はその分岐点が一町五反になってきた。自然所得の増加のかげんもそちらになつてきました。これは非常に大切なことです。近隣中庸農家といったところで、その近隣中庸のほうがそういうふうに変化をするのでありますから、農林大臣としてはそちらのほうを、一体どの程度のところならば、まあ時代とともに多少の変化はあるありますし、それでも、まあまあこれで安心だという、農家の保有をどの程度と思っておられるか、これが一点であります。

は別の農家が補助を受けるという員金制度で、人が変わっていく。しかし、個々の農家からすれば時限的なものである。これは他の納税者のことを考えれば、当然のことだと考えます。ところが、融資の場合は私は悪い切ったことがありますから、困として蓄積したのと同じであります。こういうふうに見ます。したがいまして、この融資条件はかなり緩和してもよろしいのじやないか。そこで、過日質問の場合も、融資等は一步前進であるというので、審議である、こういう批判を申し上げたのであって、その意味で融資条件の緩和等は喜んでいるわけあります。しかしながら、そこで、過日の質問の場合も、資金利の点を除いて前年度の施策の跡では喜んでいるわけあります。しかしながら、それについても、金利が今までどにしては、われわれのほうから考えれば高い。そうして、ことに財政資金として貸し出される場合に、開銀だとか、輸入銀行であるとか、こういうものを幾たびか私は引例しましたけれども、いわゆる日のあたる産業の部面のほうが四分だとか、四分五厘だとか、こういうことでまかなわれる融資というのが非常に多い。これを考えますと、立ちおくれている農村のほうは、従来金なり、簡易保険、みなその程度の金利なんですから、それを計算をして、政府のほうで事務費をもつて下さるならば、幾ら融資条件を緩和してもそれは国の財産として蓄積されているので、やがては返ってくる、こういう論議が成り立つと思います。

その論議を根本的にやると長くなりますがからやめますが、ことに開拓農家の場合、この農業の困難さが全部集中している。ですから、どつから始めで、一齊にやないとするならば、開拓農家から始めなければならぬというふうに私は考えるので、今年の出された案は案といたしまして、将来この部面については三分五厘くらいのところへ一齊に引き下げるという御用意があるか、検討するつもりがあられるか、その二点だけ伺つておきます。

○國務大臣(重政誠之君) 第一の中庸の農家を標準として振興計画を実施推進をいたします、こう申し上げておりますのは、これは一つの標準でございまして、もちろん、ただいま仰せになりますとおりに、農家の所得も年々に倍増計画の線に沿つて上昇をいたしているのでありますから、中庸の農家の標準というのも年々に高くなつてゐることはもちろんでございます。そういうことを含めまして、中庸の農家と、こう申しているわけでありますから、何か具体的な標準を打ち出す必要があるのでないかという御意見だろうと思うのであります。それはいざれ検討いたしつつありますから、ある時期にはこれを具体的に表明をしなければならない時期が来ることと考えているのであります。

第二の、金利の問題でござりますが、これは非常にむずかしい問題であります。ただいま仰せのとおりであります。預金部の金は安いと申しましても、私の聞いているところでは、やはり平均六分くらいの利回りで計算をしているようでありますから、それよ



額全額を支払うべきであるから、この問題が円満解決されるよう尽力せられたいとの講願。

日受理  
農業災害補償法の一部を改正する法  
案成立に関する請願

放促進に關する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町  
谷口栄一外百六十七

この請願の趣旨は、第七八九号に  
同じである。

法を制定し、これに関連して食品衛生法を改正すること、牛乳の加工、流通過程の合理化促進法を制定すること等をすみやかに実現せられたいとの請願。

23

に關する請願

請願者 欽城縣真壁郡明野町  
官後九八八 國府田

仁平外四千百四十八

召今議員  
都名  
祐一君

編年詩集 稲

立に關しつ當面の施策として、(一)乳  
西分身の開拓など政務みずからが、

価競争の説得など政府がいかにか  
乳価問題に積極的に介入し乳価値下

げを阻止すること、(2)乳価は生産費

及び所得補償方式によるものとし  
原料乳安定基準価格を改定するこ

と、自牛乳調整工場の設置を推進す

ること(四輪入乳製品差益金による牛乳の消費普及運動の方法を再検討

し、消費拡大の実績がすみやかに実現され、二年半の差で、二〇一一年度の総額

現するよう措置することとの差を  
金による、乳業者を主体に構成して

いる「牛乳、乳製品消費推進協議会」

の構成員に、牛乳生産者団体及び消費者団体を加えるよう改めること、

明年度から拡大を予定している先

乳の学校給食は、国内産をもつて供給することを基本とし、計画的に実施する。

施すること、内政府手持ち麦類、

すまを即時、酪農用として実需団体  
に供へ下げる」とともて、政府ふすま

の値上げを取りやめること等の措置

を講じ、恒久的施策としては、(1) 種  
産物価格安定法を改正すること、(2)

銅料価格安定法及び銅料自給化促進

法を制定すること、牛乳学校給食

參議院事務

昭和三十八年二月二十三日印刷

昭和三十八年二月二十五日発行